

CSRに対する政府の関与

—ヨーロッパ各国のCSR政策を素材として—

金子匡良*

Government Involvement in CSR Focusing on CSR Policies of European Countries

Masayoshi Kaneko

要約

本稿は、CSRに関わる政府の政策を「CSR政策」と名づけ、ヨーロッパ各国におけるCSR政策を比較した上で、CSR政策の分類枠組みを論じ、最後にヨーロッパでのCSR政策を参考に、日本における今後の課題を探るものである。ヨーロッパ各国のCSR政策を比較するに当たって、まず、マッテンらの「顕在的CSR」と「潜在的CSR」の枠組みに基づいて、アメリカと比較した場合のヨーロッパのCSRの特徴を示し、その上でロサーノらの分類枠組みを土台に、ヨーロッパ各国のCSR政策を4つの類型に分け、それぞれの類型から1カ国を抽出して、その国のCSR政策の概要を概説する。本稿で取り上げた4カ国とは、イギリス、デンマーク、イタリア、ドイツである。その後、これまでに提示されてきたCSR政策の分類枠組みをいくつか取り上げて、その長短を比較した上で、最も洗練された分類枠組みとして、シュトイラーの枠組みを紹介する。最後に、日本のCSR政策の現状と課題を考察し、日本がヨーロッパ各国のCSR政策から何を学ぶべきかを論じる。

キーワード：企業の社会的責任、CSR、CSR政策

(Abstract)

The purpose of this paper is to compare the CSR policies in European countries and discuss the analytical framework for them. First, Matten and Moon's "Implicit/Explicit CSR" framework is applied to describe the characteristics of CSR in Europe. Secondly, based on the analytical framework by Lozano and Albareda, the policies are divided into four types. Then, four countries -UK, Denmark, Italy and Germany- are extracted as examples of each type in the Lozano's framework, and the policies are surveyed.

* 提出年月日2011年11月30日、高松短期大学秘書科准教授

Finally, this paper analyzes the current state of the CSR policy in Japan and explores what we learn from the experience in European countries.

Key words : corporate social responsibility, CSR, CSR policy

はじめに

筆者は前稿「CSRの推進における政府の役割」¹⁾において、CSR（企業の社会的責任）が単に企業の自主性に任された営為ではなく、政府の関心事になりつつあることを示した。その上で、政府がCSRに関与するための政策を「CSR政策」と位置づけ、そこでは指示や命令といった強制的な手段よりも、促進や助長といった非強制的な手段（いわゆるソフト・パワー）が望ましく、また実際のCSR政策でも多用されていることを明らかにした。そして、CSR政策の推進は、「規制主体としての政府」から「調整主体としての政府」へと政府像の転換をもたらすものであることを指摘し、そのような政府像の転換に対して、公法学も対応していかなければならないとの問題提起を行った。本稿は、このような前稿の続編にあたるものであり、ヨーロッパを中心に進展を見せるCSR政策について、いくつかの国を取り上げて、その概要や特徴を概観した上で、CSR政策の類型化の方法論について論じ、最後に日本への示唆を考察するものである。

なお、CSR政策について考える場合、その前提として、何をもちてCSR政策とみなすかという問題を論じなければならない。CSR政策とは、企業によるCSR活動を促進することを目的として立案・実施される政策であるが、何をもちてCSR政策と規定するかは、CSRという概念の広範性・漠然性も伴って、必ずしも明確化されているわけではない。例えば、CSRとコンプライアンスの関係、すなわち、CSRはコンプライアンスを超えたところで成立するのか、あるいはコンプライアンスもCSRに含まれるのかといった問題や、CSRとコーポレート・ガバナンスの関係などについては、論者によって捉え方に相当の振幅がある。

従って、CSRについて定型的な概念規定を行うことは困難であるが、最大公約数的な定義を試みれば、CSRとは、企業が、①自らの事業活動の内外において、②労働者や消費者をはじめとする様々なステークホルダー、及び社会や環境に対する法的・倫理的な責任を自覚し、③その責任を果たすべく行動すること、と規定できるであろう。

¹⁾ 金子匡良「CSRの推進における政府の役割－その分析枠組みと憲法学的位置づけ」研究紀要（高松大学・高松短期大学）第52・53合併号（2010年）311頁～329頁。

具体的にどのような行動がCSRの実践といえるかについても、定見が定まっているわけではないが、様々な組織が果たすべき社会的責任（SR）の国際規格として、2010年に発行されたISO26000は、①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重（法令の尊重・遵守）、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重という7つの原則を果たすことが、SRの実践であると規定している²⁾。本稿では、企業が社会に対する自覚的な責任感に基づいて、このような活動を行うことをCSRの実践と定義し、これを助長・促進するための政府の政策を「CSR政策」と呼ぶこととする³⁾。

1. アメリカ型のCSRとヨーロッパ型のCSR

ヨーロッパ各国のCSR政策を比較する前に、ヨーロッパにおけるCSRの特徴を見ておくことが有用であろう。ヨーロッパのCSRといっても、その内容や性格は国によってまちまちであるが、アメリカとの比較においてヨーロッパにおけるCSRの特徴を析出した研究として、マッテンとムーンによる「顕在的CSR」(Explicit CSR)と「潜在的CSR」(Implicit CSR)の比較が有名である⁴⁾。

マッテンらは、国ごとのCSRの違いは、歴史的に形成されてきた「制度」(institution)の違いに起因するという。ここでいう「制度」とは、政府や企業の組織体制を意味するだけではなく、政治システムや経済システム、あるいはその国の文化などを包含した概念である。これを用いてアメリカ型の制度とヨーロッパ型の制度を比較すると、個人主義や自由主義が強固なアメリカにおいては、相対的に政府の権限が弱く、政府による経済活動への関与の度合いも少ない。その結果、企業の裁量を尊重する経済政策が採られ、経済活動における企業の自由が重視される。また、企業は主として株式市場から資金を調達し、人

²⁾ ISO26000の内容や意義については、関正雄『ISO 26000を読む』(日科技連出版社、2011年)参照。

³⁾ 一般的に政策は、「政府・政党などの方策ないし施政の方針」(広辞苑〔第6版〕)を意味すると理解されているが、政治学における用語法としては、それよりも広範な概念として用いられている。すなわち、政治学でいうところの政策とは、「個人ないし集団が特定の価値を獲得・維持し、増大させるために意図する行動の案・方針・計画」(加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学〔第3版〕』(有斐閣、2007年)112頁)と解されており、その主体は政府に限定されない。こうした広義の政策概念に基づいてCSR政策を考えると、政府と並んで、企業団体や経済団体も重要な政策主体であり、そうした団体によるCSR政策は、時として政府の政策以上に大きな影響力を及ぼしうるが、本稿では論点の集約化を図るために、政策の範囲を政府政策に限定することとする。

⁴⁾ Dirk Matten and Jeremy Moon, "Implicit" and "Explicit" CSR: a Conceptual Framework for a Comparative Understanding of Corporate Social Responsibility, *Academy of Management Review*, vol.33, no.2, 2008, pp.404-424.

材育成や労働市場においても企業主導の形がとられている。文化の面においては、プロテスタンティズムの影響もあり、アメリカでは富める者はその富を社会に還元すべきという倫理観が根強い。

これに対しヨーロッパでは、集団主義や連帯主義の思想が強く、政党、労働組合、経済団体等の利益代表団体、並びに教会や国家への信頼に根ざした文化が根を張っている。そのため、政府の権限がアメリカに比べて強く、政府の経済活動への関与の度合いも大きい。また、経済政策では企業に義務を課すという手法が多用される。また、企業は銀行を中心とする機関投資家から資金を調達することが多く、人材育成や労働市場も国家主導の傾向が強い。

こうした「制度」の違いを背景として、アメリカでは、CSRは社会的利益を実現するという責任感に基づいた企業活動であると認識されており、それは様々なステークホルダーが企業に寄せる期待を反映する形で、企業の戦略や計画の中に明示的に組み込まれる場合が多い。マッテンらはこのようなCSRを「顕在的CSR」と分類する。他方、ヨーロッパでは、CSRは社会的利益を実現するための諸制度の中で、企業が一定の価値を実現したり、規範に従って行動したりすることであると考えられており、それは往々にして企業に対する強制性を有した法的規律という形で現れる。企業は、社会の構成員は社会に貢献すべしという一般的な合意を動因として、そうした活動に取り組むのであり、アメリカのように明確な動機に裏打ちされたものではない。マッテンらはこうしたCSRのあり方を「潜在的CSR」と名付け、アメリカ型のCSRと区別する。この区別を図表にまとめれば、次頁のように表すことができる。

マッテンらはアメリカとヨーロッパのCSRの違いをこのように指摘した上で、しかしヨーロッパ型CSRはアメリカ型へと次第にシフトしていると指摘する。すなわち、1970年代後半から90年代初頭にかけての景気後退や失業問題を背景として、政府はCSRを教育システムや労働システムの再興策として位置づけ、積極的に推奨するようになり、それに伴って自発的・意識的な顕在的CSRが拡大していったというのである。ただし、ヨーロッパ各国のCSRには、現在でもヨーロッパ型の「制度」の影響が残存しているとし、その現れとして次のような事項を指摘する。第一に、ヨーロッパのCSRの推進は、EUを含む政府機関が主導的役割を果たしており、企業の完全な自主性によって拡大してきたものではないこと。第二に、ヨーロッパのCSRには、経済団体が広範に関与していること。第三に、ヨーロッパのCSR活動は、遺伝子組み換え食品や地球温暖化など、特定の課題に特化して実施される傾向が強いこと。第四に、ヨーロッパのCSRは大企業中心であること。以

図表1 マッテン・ムーンによる「顕在的CSR」と「潜在的CSR」の分類

	アメリカ型の「制度」	ヨーロッパ型の「制度」
思想	・個人主義・自由主義	・集団主義・連帯主義
政治	・政府権限：弱 ・政府の経済活動への関与：弱 ・企業の裁量を尊重する経済政策	・政府権限：強 ・政府の経済活動への関与：強 ・企業に義務を課す経済政策
経済	・経済活動の自由の重視 ・企業は株式市場から資金を調達	・経済活動の協調の重視 ・企業は銀行を中心とする機関投資家から資金を調達
人材育成	・企業主導の人材育成と労働市場	・国家主導の人材育成と労働市場
文化	・富める者はその富を社会に還元すべきという倫理観に根ざした文化	・政党、労働組合、経営者団体等の利益代表団体への信頼に根ざした文化

	顕在的CSR (Explicit CSR)	潜在的CSR (Implicit CSR)
内容	・社会的利益を実現するという責任感に基づいた企業活動	・社会的利益を実現するための諸制度の中で企業に与えられた役割の実行
表れ方	・CSR活動と明示して、意識的に実施される ・企業の自発的な方針・戦略の中に組み込まれる	・必ずしもCSR活動と意識して明示的に行われるものではない ・企業に対する法的規律などの形で具体化される
動機・要因	・ステークホルダーの期待や要望	・社会を構成する主要な組織は一定の役割を果たすべきであるという社会的合意

上の4つがアメリカと比較した場合のヨーロッパのCSRの特徴として挙げられるという。

マッテンらによる以上の分析に基づいて日本の「制度」を考えた場合、経済運営において伝統的に政府主導の傾向が強く、政府が公式・非公式に企業活動に介入するという点においては、日本の「制度」はヨーロッパのそれに近いといえる。また、CSRについても、日本の場合、企業の自主性・自発性よりは、法令順守や横並び意識が動因となっており、また大企業中心で、特定の課題（特に環境問題）に多くの関心が寄せられているという点も、ヨーロッパのCSRに近似しているといえるであろう⁵⁾。したがって、日本のCSRを考

⁵⁾ 日本、ヨーロッパ、アメリカのCSRを相互に比較して、それぞれの特徴を析出するものとして、藤井俊彦『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』（日科技連出版社、2005年）がある。同書では、「環境+社会貢献+法令遵守」が日本のCSRの特徴であると述べている（48頁）。

えるに当たっては、ヨーロッパにおけるCSRの来歴と現状を探ることが、有用であると思われる。

2. ヨーロッパにおけるCSR政策の種類

マッテンらが指摘するように、ヨーロッパのCSRはもともと「潜在的CSR」という性格が強かったが、1990年代に入って、景気後退や失業問題、あるいは社会的排除が深刻化するとともに、欧米の多国籍企業が途上国で引き起こす人権侵害が問題視されるようになり、各国政府やEUは、企業に対して「顕在的CSR」を要請するようになっていった⁶⁾。その契機となったのが、2000年から2010年までのEUの経済戦略として欧州理事会が策定したリスボン戦略（Lisbon Strategy）であり、この中において、生涯教育、均等雇用、社会的包摂、持続可能な成長に対して、企業が社会的責任を果たすことが求められた⁷⁾。さらに、翌2001年には、欧州委員会がグリーン・ペーパー「CSRのためのヨーロッパの枠組みの促進」（Green Paper : Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility⁸⁾）を公表し、この中で、環境問題や人権問題における社会的責任を果たすために、企業は、①CSRを取り込んだマネジメント、②CSRに関する報告や監査の実施、③経営に対する労働者のコミットメントの確保、④社会・環境問題に関するラベリング、⑤SRI等に取り組むことが要請された⁹⁾。

さらに、2011年には、上記グリーンペーパーの改訂版として「CSRのための新たなEU戦略2011-14」（A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility¹⁰⁾）が策定され、その中で2011年～2014年の間に取り組むべき政策課題として、①CSRの可視性（visibility）の向上とグッド・プラクティスの普及、②企業に対する信頼度の改善と

⁶⁾ こうした流れが顕著に表れたのが、ヨーロッパにおける「CSR先進国」といわれるイギリスである。イギリスにおけるCSRの「顕在化」については、Jeremy Moon, Government as a Driver of Corporate Social Responsibility, ICCSR Research Paper Series, no.20-2004, 2004, pp.3-7 参照。

⁷⁾ なお、リスボン戦略に掲げられた目標は、その多くが未達成に終わった。EUはリスボン戦略に続く経済戦略として、2020年を目標年次とした“EUROPE 2020”を2010年に策定したが、この中ではCSRについては詳しく触れられておらず、「…労働者と消費者の長期的信頼を確保するための主要な要素として、CSRを促進するためのEU戦略を新たに策定する」とだけ述べるにとどまっている。

⁸⁾ COM (2001) 366.

⁹⁾ この間のEUの動向については、労働政策研究・研修機構「諸外国において任意規範等が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に与える影響の実態に関する調査研究」（労働政策研究報告書No.88）（2007年）59頁～66頁（神吉知郁子執筆部分）に詳しい。

¹⁰⁾ COM (2011) 681.

調査、③自主規制及び共同規制に関する方法論の改善、④CSRに対する経済的な見返り (market reward) の増大化、⑤企業による社会・環境情報の開示の改善、⑥教育・訓練・調査研究とCSRの更なる融合、⑦国家機関及び準国家機関のCSR政策が有する重要性の強調、⑧CSRに関するヨーロッパの取り組みと世界的な取り組みとの整合性の確保、という8項目が掲げられた。

2000年以降のヨーロッパのCSRは、EUの諸機関によって示された上記のようなガイドラインに沿って、政府が主導する形で推進されてきた。すなわち、政府がCSRを推進するための戦略を立て、それに基づいて個々の政策を立案・実行することによって、企業のCSR活動を促進してきたのである。この流れの中で、「CSR政策」と分類できるような一群の政策がヨーロッパ各国に成立することになる。

しかしヨーロッパと一括りにいっても、国によって「制度」の違いがあるため、CSRやCSR政策の実相は一樣ではない。この点に焦点を当て、「制度」に基づいてヨーロッパ各国のCSR政策の類型化を試みたのが、ロサーノやアルバレダらによる一連の論考である¹¹⁾。ロサーノらは、EU各国のCSR政策を、その内容・傾向によって、①連携モデル (Partnership Model)、②責任分担促進モデル (Business in Community Model)、③企業市民モデル (Sustainability & Citizenship Model)、④討議モデル (Agora Model) の4つに分類する¹²⁾。

連携モデルとは、官民の協議と連携によって政策を立案・実施するという伝統を有する福祉国家のCSR政策のモデルであり、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンなどがここに含まれる。責任分担促進モデルは、失業や貧困といった社会問題の解決に向けて、企業が政府とともに責任を負うことを求める国々のモデルであり、イギリスとアイルランドというアングロサクソン系の国がこれに該当する。企業市民モデルは、持続可能な成長の確保にCSR政策の重点を置くという国々であり、企業は「市民」として社会資

¹¹⁾ ヨーロッパ各国のCSR政策に関するロサーノらの論考は多岐にわたり、共同執筆者も論文によって異なるが (e.g., Laura Albareda *et al.*, *the Government's Role in Promoting Corporate Responsibility : a Comparative Analysis of Italy and UK from the Relational State Perspective*, *Corporate Governance*, vol.6, no.4, 2006, pp.386-400, and Laura Albareda *et al.*, *Public Policies on Corporate Social Responsibility : the Role of Governments in Europe*, *Journal of Business Ethics*, no.74, 2007, pp. 391-407 and Laura Albareda *et al.*, *the Changing Role of Governments in Corporate Social Responsibility : Drivers and Response*, *Business Ethics : A European Review*, vol.17, no.4, 2008, pp.347-363)、それらを集大成した近年の著作として、次のものがある。Josep M. Lozano, Laura Albareda, Tamyko Ysa *et al.*, *Governments and Corporate Social Responsibility : Public Policies beyond Regulation and Voluntary Compliance*, Palgrave Macmillan, 2008.

¹²⁾ *Id.*, pp.42-44. なお、“Business in Community Model” は、直訳すれば「共同体における企業モデル」となるが、ここでは内容に合わせて意識し「責任分担促進モデル」とした。

図表2 ロサーノらによるCSR政策の分類

連携モデル Partnership Model	福祉国家の伝統を有する国々 e.g. デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデン	官民の協議と連携によって政策を立案・実施するという伝統を有し、CSR政策もそうした連携の中で立案・実施されている
責任分担促進モデル Business in Community Model	アングロサクソン系の国々 e.g. イギリス、アイルランド	社会問題の解決に向けて、企業が政府とともに責任を負うことを求め、CSR政策もそうした政策の一環として立案・実施されている
企業市民モデル Sustainability & Citizenship Model	社会権の保障、及び労組と企業との対話に関し、長い伝統を有する大陸系の国々 e.g. オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ	持続可能な成長の確保にCSR政策の重点が置かれ、企業は「市民」として社会資本の整備等に貢献することが期待される
討議モデル Agora Model	近年になってCSRに取り組み始めた地中海沿岸諸国 e.g. ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン	政府が様々なステークホルダーを参集させ、その討議に基づいてCSR政策を立案・実施する

本の整備等に貢献することが期待される。このモデルに分類されるのは、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグなどの国々である。討議モデルは、政府が様々なステークホルダーを参集させ、その討議に基づいてCSR政策を立案・実施するという国々であり、EUグリーン・ペーパー以降の比較的近年になってCSRに取り組み始めたギリシア、イタリア、ポルトガル、スペインといった地中海沿岸諸国がこれに含まれる。(図表2 参照)

これらのモデルのうち、日本の「制度」にそのまま合致するものは見あたらない。日本の経済政策は、財務省や経済産業省といった経済官庁が主導して立案されることが多く、連携モデルの国々のように、官民が共同して政策を立案・実施するという経験は乏しい。また、労働組合と経営者との対話の伝統に基づいて、企業経営が行われている企業市民モデルとも距離がある。政府主導という点では、責任分担促進モデルや討議モデルの方が日本の「制度」には馴染みやすいかもしれないが、CSRの重要性を政府が強く認識し、積極的にそれを活用していこうと努力しているという点において、日本の現状とは大きく異なる。

他方、市場における自由な競争に重きを置くアメリカ型の経済システムよりも、政府の介入に基づく福祉国家型の経済システムを指向してきたという点においては、日本の「制度」は連携モデルや企業市民モデルに親和的であるといえ、これらの国々のCSR政策から

学すべきことは少なくないであろう。また、これからCSRの促進を図る上で、政府のリーダーシップが必要とされるという点においては、責任分担促進モデルや討議モデルの国々のCSR政策も参考になる。

そこで以下では、それぞれのモデルから代表的な1カ国を抽出し、その国のCSR政策について概観していくこととする。まず、最も早くからCSR政策に取り組んでいるイギリスを取り上げ、次にイギリスからはやや遅れたものの、積極的な政策展開によって、近年CSR政策のリーダー国となっているデンマークを見ていく。次いで、討議モデルの代表国であるイタリアを取り上げ、最後にかつてはCSRにあまり関心を見せなかったものの、ここ数年で急速にCSR政策を発展させたドイツを取り上げる。

3. イギリスのCSR政策

イギリスのCSRは、いわゆる「英国病」に対処するために、1980年代にサッチャー政権の下で行われた行政改革と国営企業の民営化にその端緒があるといわれている¹³⁾。この改革によって、国営企業や公共サービスの民営化が行われ、社会における企業の役割が拡大すると、企業は単に私的利益を追求するものではなく、「公益」の担い手として、社会的責任を負うものであるという認識が広がり、企業の社会的責任に対する期待と要求が高まっていった。さらに、90年代に社会的排除や失業といった問題が深刻化すると、これらに対処する方策として、企業の社会的責任に対する関心がますます高まり、政府によるCSRの促進策が拡大していった。

意識的にCSRを主要な政策課題として取り上げたのは、1997年に発足したブレア政権である。ブレア政権は、CSRの促進を図るため、2000年に当時の貿易産業省（Department of Trade and Industry : DTI）内に、世界で初めてCSR担当大臣（政務官級）を置き、各省がバラバラに取り組んでいたCSRに関する政策の集約と体系化を行った¹⁴⁾。

ブレア政権は、2002年以降、CSR政策に関する基本指針を示した一連の文書、いわゆるCSR戦略を策定し、計画的・体系的なCSRの推進を行っていった。最初に策定されたCSR

¹³⁾ Moon, *supra* note 6, pp.6-7. See also, Lozano *et al.*, *supra* note 11, pp.99-101.

¹⁴⁾ DTIは、2007年にビジネス・企業・規制改革省（BEER）に改組され、さらに2009年に他の省庁と統合されて、現在のビジネス・イノベーション・スキル省（BIS）になった。この間もCSR担当大臣のポストは継続され、2000年以降7人の大臣を数えたが、2010年の総選挙によって新たに成立した保守党と自由党の連立政権は、CSR担当大臣を任命しなかった。

戦略は、2002年の「企業と社会－イギリスにおけるCSRの発展」(Business and Society : Developing Corporate Social Responsibility in the UK)であり、これに続いて、2004年に「企業の社会的責任－改訂版」(Corporate Social Responsibility : a Government Update)がつくられ、2009年にはこれらの戦略の成果と今後の課題を示した報告書として、「企業の責任に関する報告書」(Corporate Responsibility Report¹⁵⁾)が公表された¹⁶⁾。

最初のCSR戦略である「企業と社会」では、CSR政策の目標として、①企業の社会的責任と環境に対する責任への注意喚起、②中核事業における責任ある行動の実行、③中小企業の関与への支援、④CSR報告書の透明性と市場における認知度の向上、⑤国内外におけるグッド・プラクティスの促進、という5つが掲げられた。2番目のCSR戦略である「企業の社会的責任－改訂版」では、当初の目標が更にブラッシュアップされ、より具体的な新たな目標として、①経済的・社会的・環境的利益を同時にもたらす企業活動の促進、②民間企業、市民団体、労働組合、消費者、その他のステークホルダーとの協力関係の構築、③革新的な手法やベスト・プラクティスの適用の奨励、④健康と安全、環境、均等雇用などにおける最低限の実行能力の確保、⑤注意喚起及び建設的で開かれた対話と信頼関係の奨励、⑥企業による責任ある行動を奨励し実行可能にするための政策枠組みの創設、という6つが設定された。

イギリスのCSR戦略では、CSRを「企業の利益と社会的利益の双方を実現するために、法的に要求された基準を超えて、企業が自発的に行う活動」と定義しているが¹⁷⁾、イギリス政府はCSRを単なる自発的な「慈善事業」と捉えているわけではなく、それは将来的には直接的・間接的に経済的利益に結びつく効果を伴った「営利活動」の一部であると位置づけている。(図表3参照)これはすなわち、CSRを成長戦略のひとつと捉えているということであり、政府がCSRに積極的に関わる動機の一つもここにある。

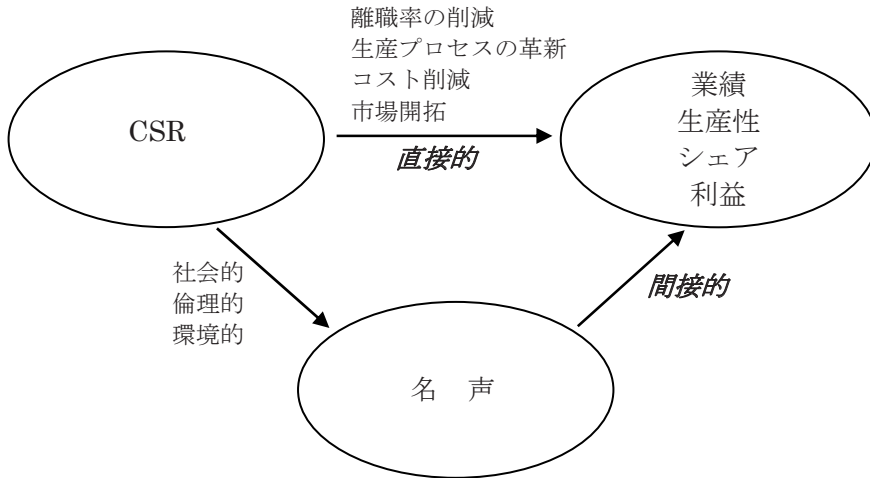
イギリスのCSR政策の内容は多岐にわたるが、①CSRに関するビジネスケース紹介、②CSRの実践において功績のあった企業に対する表彰・顕彰、③様々なステークホルダーとのパートナーシップの構築、④企業がCSR活動に参加することに対する支援 (e.g. 経営手法の開発や職業訓練、優遇税制などの財政的支援など)、⑤政府機関による助言、⑥国内

¹⁵⁾ この報告書以降、イギリスではCSRを意味する用語として、「企業の責任」(Corporate Responsibility : CR)という言い回しが使われている。

¹⁶⁾ なお、2004年には国際的なCSR戦略として、「企業の社会的責任－国際的な戦略枠組み」(Corporate Social Responsibility : International Strategic Framework)も策定された。

¹⁷⁾ HM Government, *Corporate Responsibility Report*, 2009, p.5.

図表3 CSRの直接的・間接的效果



Source : HM Government, *Corporate Responsibility Report*, 2009, p.6.

及び国際的なCSR行動基準に関する合意形成の促進といったものが主要な政策内容として挙げられる¹⁸⁾。

このうち、①④⑤に関する政策の具体例として、「ビジネス・リンク」というウェブサイト¹⁹⁾がある。このサイトは、企業に対する実践的アドバイスを提供するために、政府によって設置されたものであるが、その中において企業の成長戦略の一部としてCSRに関するページを設け、CSRが企業の利益や成長と密接に結びついたものであることを説くとともに、具体例を交えてCSRの実践を促している。

また、②に関する政策の例としては、企業に対するクイーン賞 (The Queen's Awards for Enterprise) を挙げることができる。クイーン賞は、優れた企業を表彰するために、1966年に発足した制度であり、当初は輸出振興賞と技術革新賞という2つの分野において、優れた業績をあげた企業を表彰していた。その後、1993年に3つめの分野として環境賞が加わり、2001年からは環境賞の対象を拡大する形で改編が行われ、新たに環境問題を中心にCSRに貢献のあった企業を表彰するための持続的成長賞が設けられた。

上に述べたとおり、イギリスのCSR政策は、支援、助言、促進といったソフト・パワーを用いるものが多くを占めるが、法律に基づく義務化というハード・パワーを用いてい

¹⁸⁾ プレア政権下でのCSR政策については、矢口義教「近年のイギリスにおけるCSRの展開－政策面に注目して」経営学研究論集27号 (2007年) 32頁～35頁参照。

¹⁹⁾ <http://www.businesslink.gov.uk>

る例もある。その代表が、1999年改正年金法（Pensions Act 1999）と2006年改正会社法（Companies Act 2006）である。1999年の改正年金法では、年金基金の運用受託者に対し、投資先の選定等にあたって社会・環境・倫理面の考慮を行っている場合には、その程度を情報開示するよう義務づけた²⁰⁾。これはCSRを直接的に義務づけるものではないが、資金運用に関してCSRへの注意喚起を促すものであり、実際、この改正後、社会的責任投資（SRI）を行う年金基金の数が大幅に増加したといわれている²¹⁾。

他方、2006年改正会社法では、取締役年に年次報告書の一種として取締役報告書（Directors' Report）の策定・開示を義務づけ、同報告書中にビジネスレビュー（Business Review）という事業活動の説明・分析を盛り込まなければならないことが規定された²²⁾。そして、上場企業については、このビジネスレビューの中に、CSR関連事項を含めなければならないが、そこには、①環境に関する情報、②従業員に関する情報、③社会及びコミュニティに関する情報、④サプライチェーンに関する情報を盛り込むことが義務づけられた。この法改正によって、従来はCSR報告書等で自主的に開示されるに過ぎなかったCSRに関する情報の公開が法的に義務づけられ、企業がCSRに取り組むことが間接的に強制されるようになったのである。

以上のように、イギリスのCSR政策は、ブレア政権の下で大きな発展を遂げた。ブレア政権は、営利と効率性の追求を重視する市場主義経済を土台としつつ、政府の主導で公正性の確保を図り、市場主義の行き過ぎを補正するという「第三の道」を標榜していた。環境や人権、地域開発などにおいて、企業にも社会的責任を担わせようというCSRの概念は、この「第三の道」の思想に適合的なものであるといえる。CSRの推進が、政権構想の基本軸と合致していたからこそ、ブレア政権の下でCSR政策が強力に推し進められたわけだが、それゆえ、ブレアが政権を手放すと、CSR政策にも陰りが見え始め²³⁾、2010年の政

²⁰⁾ 同法改正については、長谷川直哉「イギリス年金法におけるSRI Disclosure - Regulation導入とその影響」サステナブルマネジメント2巻1号（2002年）参照。

²¹⁾ 労働政策研究・研修機構・前掲注9）75頁。

²²⁾ 2006年の改正会社法については、上妻義直「英国二〇〇六年会社法におけるCSR情報の開示規定」会計173巻6号（2008年）参照。

²³⁾ ブレアから政権を引き継いだブラウンは、CSRにあまり熱心でなかったようである。ブラウンは、財務相であった2005年に、改正前の旧会社法（Companies Act 1985）のOFR規定（企業の年次報告書の一種である「営業・財務報告」（Operating and Financial Review）に、①環境に関する情報、②従業員に関する情報、③社会及びコミュニティに関する情報を含めることを義務づける規定）を独断で凍結し、その後、廃止した。同規定は、CSR情報の開示を義務づける初めての試みであったが、次期首相を目指すブラウンが産業界の支持回復を狙うために廃止に追いやるとされている。しかし、これがかえってNGOの反発を招き、2006年改正会社法の制定につながった。（参照、上妻・前掲注22）859頁～871頁。）

権交代によって保守党・自由党の連立政権が誕生すると、CSR政策にかつての勢いは見られなくなった。政権交代以後、BISのホームページからCSR関連の情報が際立って少なくなり、CSR担当大臣も任命されなくなったという事実は、新たな政権のCSRに対する姿勢と無関係ではなかろう。CSR先進国イギリスは、ひとつの岐路にさしかかっているといえる。

4. デンマークのCSR政策

デンマークを含む北欧諸国では、社会問題の解決は政府の責任であるとの認識が強く、それが20世紀を通じて、これらの国々を福祉国家へと発展させた要因でもある。その結果、政府の政策の主眼は、社会保障の充実に向けられてきたが、1990年代に入ると、政府は社会問題の解決における企業の役割の重要性に気づき始め、企業や労働組合、その他の社会的団体を巻き込んでCSR政策を展開していくことになる²⁴⁾。デンマークはそのような北欧諸国にあっても、率先してCSRの促進に取り組んできたCSR先進国のひとつであり、現在においても、積極的にCSR政策を展開している。

デンマークのCSR政策の端緒は、失業や社会的排除を抑止し、より包摂的な労働市場をつくるために、企業、労働組合、経済団体、NGOなどとの協働関係を構築することにあった。このような取り組みは、1994年に開始された「我々の共通課題」(Our Common Concern)という改革運動に始まる²⁵⁾。この改革は、労働市場の再興を図ることによって、雇用機会を増やし、生活保護や失業保険等の公的給付の受給率を減少させるとともに、企業の社会的責任を増進することを目的としていた。これを実現するために、デンマーク政府は、失業者の職業訓練の改善などを行うとともに、企業に対しても協力を仰ぎ、職業訓練や長期失業者への雇用機会の提供などを求めた。この結果、企業経営者は、企業が社会的責任を果たすことが、経済政策や雇用政策にとって必要不可欠であることを悟り、一方、政府の側も、もはや政府だけでは社会問題の解決は不可能であることを認識したのである。

デンマーク政府におけるCSR政策の担当セクションは、政府の機構改革に伴って、これまでに何度かの変遷を遂げてきたが、現在は通商・成長省(Erhvervs- og

²⁴⁾ Lozano *et al.*, *supra* note 11, pp.69-71.

²⁵⁾ *Id.*, pp.74-76.

Vækstministeriet) の下に置かれた企業庁 (Erhvervsstyrelsen) の中に、2007年に設置された「デンマーク政府CSRセンター」(Center for Samfundsansvar : CenSa) がCSR政策の中心的な担い手となっている。同センターでは、CSR活動は企業の競争力と価値を高められるという認識を国内企業に広げるとともに、CSRの実践手法の開発や普及、あるいは後述するCSR戦略の実行のための調整などを行っている。また、CSRに関する情報やツールを提供するウェブサイトとして立ち上げられた“Samfundsansvar.dk” (英語表記 : CSRgov.dk)²⁶⁾ を運営しているのも同センターである。

デンマークのような連携モデルに属する国は、マルチステークホルダー・ダイアローグに基づいてCSR実践を図るという特徴を持つが、デンマークにおいてこの役割を担っているのが、2009年に設立されたデンマークCSR評議会 (Rådet for Samfundsansvar) である。同評議会は、通商・成長省の前身である経済・企業省の担当大臣によって任命された17人の委員によって構成されており、それぞれの委員が経済団体や労働組合など各種の団体を代表して参加している。評議会の目的は、デンマーク企業によるCSRへの取り組みを支援することであり、そのためにCSRへの注意喚起や普及に力を入れるとともに、政府・企業・メディアの間の橋渡し役を担っている。

デンマーク政府は、CSRの計画的・体系的な推進を図るため、2008年にCSR戦略として「CSRのための行動計画」(Handlingsplan for Virksomheders Samfundsansvar) を策定した。デンマーク政府は、このCSR戦略において、途上国の発展、環境問題の解決、国際犯罪や国際テロの抑止、国際的な人権保障などを実現するには、国家同士の協力、及び企業を初めとする様々な団体・組織の協力が不可欠であるとし、とりわけ企業の有する柔軟性や革新性は、これらの問題の迅速な解決に役立つとの期待を表明した。そして、CSRとは、企業が上述のような種々の問題を自らの課題と捉え、その解決に向けた責任を担うことであると定義づけ、政府としてそれを支援することを宣明したのである²⁷⁾。

デンマークのCSR戦略では、4つの主要な活動分野において、30の取り組みを行うことを計画している²⁸⁾。第一の分野は「企業主導の社会的責任の拡大」であり、ここでは大企業や機関投資家などに対してCSR報告書の作成を要求することや、2010年から2年に1度

²⁶⁾ <http://www.samfundsansvar.dk/>

このサイトでは、デンマーク政府が刊行したCSRに関する出版物やCSR戦略、CSRに関するオンライン・ツールなど多くの情報を手に入れることができる。本稿の記述の多くも、このサイトの情報に依っている。

²⁷⁾ The Danish Government, *Action Plan for Corporate Social Responsibility*, 2008, pp.5-7.

²⁸⁾ *Id.*, pp.7-8.

のペースで、政府が国連グローバル・コンパクト（The United Nations Global Compact: UNGC）²⁹⁾ や責任投資原則（Principles for Responsible Investment : PRI）³⁰⁾ の遵守・履行状況に関する報告書を公表するといった政策が掲げられている。第二は「政府活動を通じた企業の社会的責任の促進」であり、ここには政府調達に関わるすべての公務員が、CSRのガイドラインを利用できるようにすることや、主要な国有企業にUNGCの遵守を誓約させることなどが含まれている。第三の分野は「気候変動に関わる企業責任」であり、この中では、デンマークが2009年に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP15）の主催国となることを意識し、企業のCSR報告書に気候変動に関する記述を盛り込むことを要請したり、経済団体と協力して、企業が気候変動への対処策を検討する際に手助けとなるウェブサイトを立ち上げることなどを計画している。

そして、デンマークが政府としてCSRに取り組む意義をもっとも顕著に表わしているのが、第四の分野である「責任ある成長に向けたデンマークのマーケティング」である。ここでは、デンマークの企業が社会的責任を果たすことによって、より多くの利益を得られるようにするという目的の下、政府が国際的なマーケティング活動を行うとしている。すなわち、デンマークは責任感があり、バランスのとれた国であるというイメージを国際的に浸透させ、国際競争においてデンマークを優位な立場に導こうというのである。そのためには、デンマークの個人、企業、公共機関に社会的責任を果たさせることが重要であり、政府としてこれを支援するために、CSRを実践するためのデンマーク独自の手法と能力を開発することや、ISO26000に関するサミットをデンマークで開催することなどを計画している。

²⁹⁾ 1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）において、アナン国連事務総長（当時）が提唱したCSRに関するイニシアチブであり、人権・労働・環境・腐敗防止に関する10の原則によって構成されている。これに参加する企業は、10原則の遵守と実践を表明し、グローバル・コンパクト事務所に対して、毎年、その実践状況を報告するための報告書（Communication on Progress : COP）を提出しなければならない。国連グローバル・コンパクトについては、江橋崇（編著）『企業の社会的責任経営－CSRとグローバル・コンパクトの可能性』（法政大学出版局、2009年）を参照。

なお、国連グローバル・コンパクト10原則の原文は、国連グローバル・コンパクト事務所のウェブサイト（<http://www.unglobalcompact.org>）に掲載されているが、これにはいわゆる定訳が存在しないため、論者によって微妙に翻訳が異なる。10原則の概要を簡潔に記載すれば、①国際的に宣言されている人権を擁護する、②人権侵害に加担しない、③組合結成の自由と団体交渉の権利を承認する、④あらゆる形態の強制労働を排除する、⑤児童労働を廃止する、⑥雇用と職業における差別を撤廃する、⑦環境問題の予防的な取り組みを支持する、⑧環境に関する責任を引き受ける、⑨環境にやさしい技術の開発と普及を促進する、⑩強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止する、という10項目にまとめられる。³⁰⁾ グローバル・コンパクトと同じく、アナン国連事務総長（当時）によって2006年に提唱された投資に関わるCSR原則であり、金融機関に対してESG（環境、社会、ガバナンス）に基づいた投資を行うように求めている。

CSRの実践は、ともすれば経済的な利潤とは相容れない一種の理想的な理念と捉えられがちであるが、デンマーク政府はそこに経済的価値を見だし、官民挙げて積極的なCSR活動を推進することによって、国家のブランド・イメージを向上させ、ひいてはデンマーク企業の国際競争力を高めることをCSR戦略の柱の1つに据えている。このような観点は、先に述べたイギリスのCSR戦略にある「CSRの直接的・間接的効果」と軌を一にするものであるといえる。

デンマークのCSR戦略は、2008年の策定以来、着々と実行に移されており、例えば、2008年に改正された財務報告法（Forslag til lov om ændring af årsregnskabsloven (Redegørelse for samfundsansvar i større virksomheder)）によって、2009年から大企業に対して、CSRの実践状況を毎年、公表することが義務づけられた。公表すべきCSRの実践状況とは、主として、①企業が採用しているCSRに関する方針（CSRに関する基準・ガイドライン・原則を含む）、②企業活動におけるCSR方針の実践状況、③CSR実践に対する自己評価、という3項目である。また、政府自身も2009年から毎年、CSRの進捗状況に関する年次報告書「デンマークにおけるCSRと報告」（Samfundsansvar og Rapportering i Danmark）を刊行し、企業のCSRの実践状況を報告するとともに、今後の政策課題を示している。

CSR実践のための手法開発や能力開発についても、様々な取り組みが行われているが、その一つに各種の「コンパス」がある。これはインターネット上で利用できるCSRのためのオンライン・ツールであり、特に中小企業のCSR実践に向けてつくられたものである。現在、CSRコンパス（CSR Kompasset）、温暖化防止コンパス（Klimakompasset Kompasset）、アイデア・コンパス（Idé Kompasset）、コミュニケーション・コンパス（Kommunikations Kompasset）の4種類が利用可能である。

CSRコンパスは、人権や環境に配慮した「責任あるサプライチェーン・マネジメント」を行うために必要な知識や情報を提供するものであり、そこでは6つの段階（①導入、②リスク評価、③サプライヤーへの条件設定、④サプライヤーに対する評価、⑤サプライヤーとの協働による改善、⑥成果の公表と情報交換）に分けて企業が実施すべき活動を説明するとともに、他の企業の実例を紹介して、企業が自主的にCSRに即したサプライチェーン・マネジメントを行なうよう促している。

温暖化防止コンパスは、企業が自主的に温室効果ガスを削減するためのツールであり、自社の活動に伴う温室効果ガスの排出量（カーボン・フットプリント）を計算した上で、

それを削減するためにどのような戦略を立て、どのような活動を行っていけばいいのかわ、他社の事例を交えながら示している。

アイデア・コンパスは、企業が社会的・環境的に持続可能な製品やサービスを開発するという、企業による社会改革活動（Corporate Social Innovation : CSI）を促進するためのツールである。そこでは、企業は社会をより良いものに変えていく潜在力を有することを自覚し、どうすれば社会を変えていけるかについて、新しいアイデアを考案することを促している。そして、そのために何をすればいいのかを示すとともに、他の企業が貧困撲滅や環境保護などのために行っている事例を紹介し、各企業がCSIに参画するよう呼びかけている。

コミュニケーション・コンパスは、すでにCSR活動を行っている企業に対し、その活動内容を外部に向けて公表したり、CSRに関する報告書の作成を手助けするためのツールである。

このようにデンマークでは、様々なCSR政策が実践されているが、その特徴のひとつとして、国連グローバル・コンパクトをCSRの基準の一つとして位置づけているということが挙げられる。例えば、デンマーク政府は、CSRの実践ツールの一つとして、「グローバル・コンパクト自己評価ツール」（Global Compact Self Assessment Tool）をつくり、ウェブサイトを通じて提供している。このツールは、UNGCの10原則に則した質問に答えしていく中で、自社がどれだけUNGCを満たしているかを自己評価するためのものであり、またこのツールを使えば、UNGCの参加企業に提出が義務づけられている進捗状況報告書（Communication on Progress : COP）の作成が容易にできるようになっている。さらに、前述のように、デンマークでは2008年の法改正によって、毎年、CSRの実践状況を報告することが大企業に義務づけられたが、この報告書は、UNGCのCOPをもって代えられることになっている。これはすなわち、デンマークにおいては、UNGCを実践することが、CSRの実践と位置づけられているということを意味する。CSRは抽象的な概念であるがゆえに、何をもちいてCSRの実践とするかについては共通の理解が得づらいが、この点、デンマークでは、UNGCという具体的な基準を設定することによって、CSRの実践とは何かを示しているといえる。

5. イタリアのCSR政策

イタリアは、2001年のEUグリーン・ペーパー以降にCSR政策を開始した「CSR後発国」であるが、政府が主導する形で、近年、積極的にCSRの促進を図ってきた。イタリアの「制度」の特徴は、①国家が国民福祉の維持・向上に責任をもつ「福祉国家」を目指さず、福祉政策は地域的な政策課題とされてきた、②企業が政府と協力して、社会的課題に対処するという伝統がない、③社会的な問題は、各地域において、地方政府が各種のアクターと協力しながら解決してきた、④企業組織は中小企業が中心となっている、という4点に集約することができる³¹⁾。こうした「制度」を背景として、イタリア政府は、以下の3つの政策を主軸に据えて、CSR政策を推進してきた。すなわち、①CSRを促進するために、企業、企業団体、大学、民間団体、労組などの参加の下に、委員会やワーキンググループをつくって討議を行うというオルガナイザーとしての政策、②欧州各国におけるCSR実践とCSR政策を分析するというリサーチャーとしての政策、③CSR推進のための共通の枠組み（例えば、CSRの評価基準や報告書基準など）をつくるというプロモーターとしての政策、という3種類の政策である³²⁾。

イタリアがCSR政策に取り組み始めた時期は、イギリスに比較して遅いものの、その後の展開は速く、早くも2002年には労働・社会保障省（Ministero del Lavoro e delle Previdenza Sociale）が主体となってCSR戦略を策定し、CSR政策の目標として、①CSR文化の定着と企業間におけるベスト・プラクティスの交換の促進、②企業の公表する報告書の信頼性の確保、③社会的責任に関する企業の行動基準の明示、④中小企業のCSRへの支援、⑤国際レベルでのCSR実践を把握するための国際的な情報交換の促進、という5項目を示した³³⁾。

これらを実現するために、2003年には企業と市民社会の間のパートナーシップを拡大することを目的として、CSRに関するマルチステークホルダー・フォーラムを開催するとともに、同年にCSRに関する評価システムとして、CSR-SCプロジェクト（CSR-Social Commitment Project）を発足させた³⁴⁾。このプロジェクトは、CSRの実行に関心のあ

³¹⁾ Lozano *et al.*, *supra* note 11, pp.141-142.

³²⁾ *Id.*, pp.143-144.

³³⁾ Francesco Perrini, *Encouraging CSI in Italy : the Enabling Role of Government in Mandating, Motivating, and Supporting Responsible Business Practices*, Working Paper of the Corporate Responsibility Initiative, no.35, John F. Kennedy School of Government, 2007, p.18.

³⁴⁾ *Id.*, pp.18-25.

る企業が、自発的に自らの組織や業務内容を自己点検し、それを社会的申告（Social Statement）と呼ばれる文書にまとめ、独立した第三者機関であるCSRフォーラム（CSR Forum）に提出し、審査を受けるというものである。CSRフォーラムの審査を通過した企業は、CSR企業として認証され登録される。他方、認証を受けられなかった企業は、その要因について勧告を受けることとなる。このプロジェクトを促進するために、政府は各地に事務所を開設し、企業に対してコンサルタントサービスを提供している。

CSR-SCが、上に挙げたCSR政策の3本柱のうち、プロモーターとしての政策であるとするれば、オルガナイザーとリサーチャーとしての政策としてあげられるのが、I-CSR（Italian Center for CSR）の設置である³⁵⁾。この組織は、2005年に労働・社会保障省、ボッコーニ大学、INAIL（イタリア労働者災害補償局）、イタリア商工会議所によって創設されたものであり、CSRに関する情報収集や情報提供、調査研究を行うとともに、公共機関、企業、大学、その他のステークホルダー間の対話を促進する母体として機能している。I-CSRでは、これまでにCSRに関する地方自治体の政策の研究や人材派遣業におけるCSRの研究、マルチステークホルダー・ダイアログの有用性に関する研究などを行うとともに、食品産業や建設業におけるCSRのあり方に関する政策提言を行ってきた³⁶⁾。

イタリアでは、政府がCSR政策を立案するに際して、企業、経済団体、大学、NGOなどの市民社会組織、労働組合などを巻き込んで議論をし、各種のステークホルダーのコンセンサスを得ながら政策の内容を練り上げてきた。また、政策の実施についても、各種のステークホルダーと協力し、協働体制の下で実行してきたという点に特徴がある。これが、イタリアのCSR政策が、討議モデル（Agora Model）といわれる所以である³⁷⁾。このため、討議モデルに属する国では、早くからCSRは企業にのみ関係する概念ではなく、すべての組織によって採用されるべきコンセプトとして認識されてきた³⁸⁾。近年、CSRという用語に代わって、社会的責任（SR）という用語が多用されるようになってきており、先述したISO26000も、企業だけではなく、政府・教育機関・NGOなど、様々な「組織」を対象とするため、SRの概念を採用している。こうした流れは、イタリアをはじめとする討議モデルの国々の考え方に馴染むものであるといえる。

³⁵⁾ Lozano *et al.*, *supra* note 11, p.150.

³⁶⁾ 個々の調査や政策提言については、I-CSRのホームページ（<http://www.i-csr.it/home/>）に掲載されている。

³⁷⁾ アゴラ（agora）とは、古代ギリシアの都市国家における公共の広場のことであり、そこでは市場が開かれたり、市民による政治的な討論が行われた。

³⁸⁾ Lozano *et al.*, *supra* note 11, p.143.

一方、イタリア、ギリシャ、ポルトガルなど、討議モデルに属する国々は、2011年以降、厳しい財政危機に見舞われ、デフォルトの恐れさえあるといわれている。EUなどの支援によって、当座の財政破綻は免れているが、今後の推移は予断を許さない。こうした困難な経済情勢の中で、CSR政策を財政再建や経済改革のためにどのように活用していくかが、討議モデルの国家における今後の課題といえよう。

6. ドイツのCSR政策

ドイツでは、近年に至るまで、他のヨーロッパ諸国に比べてCSRの重要性に対する認識が希薄であり、政府としてそれに積極的に関与していくという動きは少なかった。政府関係者も、かつて、CSRは企業が自発的に取り組むべきものであり、政府が専門部局をつくってこれを担当するようなものではなく、法律で強制するものでもないと述べており、また、ドイツでは企業に関する環境・人権基準について十分な法律が存在しているので、CSRという基準で規制する必要はないとの認識を示していた³⁹⁾。ドイツでは「企業市民」(Corporate Citizenship) という概念の下、企業は「良き市民」として、ボランティア活動などを通じて社会に貢献しなければならないと考えられており、この概念が定着していることが、他のヨーロッパ諸国のような文脈でCSRが語られない理由の一つであると指摘されている⁴⁰⁾。

ただし、ドイツでは、コーポレート・ガバナンスの分野では、独自の取り組みを行ってきた⁴¹⁾。例えば、ドイツでは監査役の一定数を労働組合や従業員が選ぶことが法定されており、経営における労使の「共同決定」が根付いている⁴²⁾。また、相次いだ企業不祥事に対する反省と、ドイツ企業の信頼性確保の要請から、企業の責務を列記した準法律的な規範として、2002年にドイツ・コーポレート・ガバナンス規準 (Deutscher Corporate

³⁹⁾ ベラ・バーデ氏 (ドイツ経済労働省・欧州雇用政策担当 (当時)) の発言。(「ドイツにおける『企業の社会的責任』ドイツ政府のCSRへの対応 (2003年度ILO海外労働事情調査団報告書 企業の社会的責任と労使の役割-企業の社会的責任をめぐる欧州先進国の動向)」世界の労働53巻12号 (2003年) 19頁~21頁。)

⁴⁰⁾ Lozano *et al.*, *supra* note 11, p.127.

⁴¹⁾ ドイツのコーポレート・ガバナンスについては、やや古い文献ではあるが、正井章彦『ドイツのコーポレート・ガバナンス』(成文堂、2003年)がその全体像を体系的にまとめている。

⁴²⁾ 参照、中村義寿「ドイツ共同決定-歴史と展望-」名古屋学院大学論集社会科学篇47巻2号 (2010年)。同様の制度は、オーストリアやフランスでも導入されている。

Governance Kodex : DCGK) が制定された⁴³⁾。この規準では、①株主と株主総会、②取締役会と監査役会の協力、③取締役会の任務・構成・報酬、④監査役会の任務・構成・報酬、⑤透明性の確保、⑥会計報告と決算監査という6項目において、取締役や監査役の責任を定めているのだが、各条規の拘束力に段階を設け、(1) 守らなければならない項目 (muss項目)、(2) 守るべきことが強く推奨される項目 (soll項目)、(3) 守った方がよい項目 (sollte/kann項目) という3種類を設けている⁴⁴⁾。上場企業は、2002年に施行された透明化法・開示法 (Transparenz- und Publizitätsgesetz) に基づいて、soll項目の遵守状況に関する報告書 (準拠表明) を提出する義務を課されており、遵守していない項目については、その理由を説明しなければならないことになっている。

DCGKはあくまでコーポレート・ガバナンスに関する規準であり、そこにCSRに直接関係する条項はない。DCGKは、これまでに何度か改訂されてきたが (最後の改訂は2010年5月)、ガバナンスの問題に焦点を絞るという内容に変化はない。しかし、前述の共同決定に見られるように、ドイツでは企業経営に対するステークホルダーの関与について伝統があり、DCGKのようなソフト・ローによって、企業の自主的な責任の履行を促そうとする制度も根付いている。したがって、ドイツにおいても、CSRが発展する素地は十分にあるといえ、実際、近年になってドイツにおいても、にわかにCSRに対する注目が集まり始めている。

ドイツでCSRが意識的に語られるきっかけの一つが、2007年にドイツを議長国として開かれたG8ハイリゲンダム・サミットである。このとき出された首脳宣言「世界経済における成長と責任」では、「企業の社会的責任の原則の強化」と題して3項目が設けられ、この中で「…我々は、国際的に合意された企業の社会的責任及び労働基準…を、各国連絡窓口を通じて積極的に促進することに自らコミットする」と述べられ、CSRの促進に進んで関与することが表明された⁴⁵⁾。ドイツは、自ら取りまとめたこの首脳宣言を実行すべく、CSR戦略を策定することを2008年に明らかにし、その内容を検討するためのマルチステークホルダーによる協議機関として、2009年に労働・社会省 (Bundesministerium für Arbeit

⁴³⁾ 参照、田淵進・R. Bebenroth「ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードとその準拠表明」大阪経大論集56巻5号 (2006年)。

⁴⁴⁾ muss項目に含まれるのは、既に制定法で義務づけられている事項ばかりであり、DCGKによって強制力が発生するわけではない。

⁴⁵⁾ なお、翌2008年のG8北海道洞爺湖サミットでも、この姿勢は維持され、首脳宣言では「我々は、ハイリゲンダムにおけるコミットメントを再確認し、すべての国の企業による関連する国際的な文書、基準、及び原則の自発的な遵守の奨励を含め、企業の社会的責任 (CSR) を促進する」と述べられ、CSRに対する積極的な関与が改めて表明された。

und Soziales) の下にCSRフォーラムを設置した。このCSRフォーラムには、企業、経済団体、労働組合、NGO、政府機関、学術・研究機関から44人の専門家が参加し、ここでの議論を経て、2010年6月にCSR政策に関する意見書を政府に提出した。政府はこの意見書に基づいて、ドイツで初めてのCSR戦略となる「CSR行動計画」(Nationale Strategie zur gesellschaftlichen Verantwortun von Unternehmen (Corporate Social Responsibility-CSR)-Aktionsplan CSR- der Bundesregierung) を2010年10月に公表した。ここにおいて、ドイツでも、CSRが明確に政策課題として確立したのである。

この行動計画では、まずCSRに関する国家戦略が必要とされる理由として、①国家の限界の露呈と、国家・企業・市民社会の協力の必要性、②CSRの推進は、長期的にみて企業の信用と競争力を向上させる、③CSRの推進は、政府だけでは対処できない社会問題に対する解決策となりうる、④政府は、CSRの促進に関する目標を設定するとともに、企業や社会がCSRに率先して取り組むような条件を整備しなければならない、という4点を指摘した上で、CSR政策の目標として以下の6つを掲げる。

第一の目標は、「CSRの確実な定着」であり、これを実現する手段として、①中小企業へのCSRの周知 (e.g. 中小企業向けのガイダンスや研修プログラムの開催、e-ラーニングを活用したCSRに関する学習、大企業と中小企業が情報と経験を交換するための円卓会議など)、②CSRを広めるための「CSR灯台」(CSR-Leuchttürme) やパートナーシップの活用 (e.g. 「CSR灯台」となる大企業を範としてCSRを普及させるためのパートナーシップやネットワークの構築、CSR活動の表彰やランク付け、UNGCなどのCSRに関する国際的な基準の導入促進など)、③責任ある零細企業の促進 (e.g. 社会問題や環境問題の解決における零細企業による貢献の支援、失業者・移民・女性などが立ち上げた企業を支援するためのマイクロ・クレジットの創設) などを掲げる。

第二の目標は、「CSR活動の信頼性と視認性の向上」であり、これを実現する手段として、①政府諸機関にまたがって存在するCSRに関する情報を集約し、ウェブサイトなどを通じて提供する、②消費者などに対して、企業のCSR活動に関する情報を提供するポータルサイトを設置することなどを挙げる。

第三の目標は、「教育・訓練・学問・研究とCSRの結合」であり、これを達成する手段として、①学校と企業とのネットワークの形成、②CSRに関するインストラクターの養成や教材の開発、③社会経済的な視点に基づく企業経営に焦点を当てた国際的な研究ネットワークや学際的研究拠点の創設、④CSRの分野に大学を誘引する取り組みや「責任ある経

営教育原則」(Principles for Responsible Management Education : PRME⁴⁶⁾)の普及、⑤CSRに関する理論と実践の交流を図るような円卓会議の設置などが挙げられている。

第四の目標は、「国際政策及び開発政策におけるCSRの強化」であり、これを実現する手段として、①国連、G8、G20、EU、OECD、ASEMなどの場におけるCSRに関する国際的な討議、②UNGCなどのCSRに関する国際的な取り組みへの支援、③OECD多国籍企業ガイドライン、UNGC、ILO「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」など、国際的に認知されたCSR基準の普及と遵守の促進、④開発協力の援助対象国における公正な労働基準の確立、及び国連MDGsやILOディーセント・ワーク・アジェンダの実現の推進、⑤CSRに関する二国間及び地域的な協力プロジェクトの推進などを挙げる

第五の目標は、「社会問題の克服に向けたCSRの活用」であり、このための手段としては、①人口動向の推移に対応したライフ・コース本位の人事システムや労働者本位の人事システムの採用の促進、②ワーク・ライフ・バランス、高齢者、女性、母子・父子家庭などに配慮したライフ・コース本位の経営方針の促進、③高齢者、低技能労働者、移民、難民、障害者などの雇用の確保による職場の社会的多様性の実現、④公正な賃金制度の整備に対する支援などが掲げられている。

第六の目標は、「CSRを促す環境の整備」であり、これを実現する手段として、①持続可能性の観点を組み込んだ政府調達の基準の策定、②政府調達の契約を担当する機関の専門知識の向上、③UNGCへの参加の奨励及び持続可能な成長に関する他の指標を導入することの奨励、④SRIや持続可能な成長のための金融資本市場の発展の促進、⑤PRIへの署名を促すための広報活動などを掲げている。

以上のようなドイツのCSR戦略は、目標とそれを達成するための手段を明示し、体系的な行動計画となっている。この戦略はまだ緒に就いたばかりであるので、その達成状況を評価することはできないが、労働・社会省の下に「タスクフォースCSR」(Arbeitsstab CSR)という担当部局を設け、積極的な施策の推進を行っている。行動計画に沿って、CSRに関するウェブサイト「企業の価値」(UnternehmensWerte)⁴⁷⁾も開設されているが、まだ情報量は少なく、行動計画に示されたe-ラーニングのツールなども掲載されていないため、デンマークのサイトと比較すると、現段階ではやや見劣りするとの感を否めない。

⁴⁶⁾ PRMEは、UNGCの下で2007年に始まったプログラムであり、大学や大学院(特にビジネス・スクール)において、UNGCをはじめとする国連の考え方や方針と連動した教育や運営を行うことを求めるものである。

⁴⁷⁾ <http://www.csr-in-deutschland.de/portal/generator/1836/startseite.html>

CSR戦略の各所でUNGCに言及されているとおり、ドイツのCSR政策も、デンマークと同様にUNGCに対するコミットが多いという特徴がある。上記のウェブサイト「企業の価値」に列挙されたCSRに関するガイドラインでも、最初にUNGCが掲げられており、ドイツ政府がUNGCをCSRの代表的な基準と考えていることがわかる。UNGCがCSR実践のメイン・ストリームに位置していることを示す一つの証左といえるであろう。

7. CSR政策の分類枠組み

一口にCSR政策といっても、その内容は多岐に渡り、またその国の「制度」によっても、政策の内容・手法は大きく異なる。加えて、何ををもってCSR政策と枠付けるかについても、共通の理解があるわけではない。CSR政策の内容を幅広く捉えれば、企業にかかわる環境政策、労働政策、社会福祉政策、消費者保護政策などの多くが、CSR政策に含まれることになりうる。したがって、CSR政策について分析するには、その分類枠組みを設定し、種々の政策を類型化した上で考察する必要がある。

CSR政策の類型化については、前稿でフォックス、ホーネン、ロサーノらが示した類型を紹介した⁴⁸⁾。それらの内容を簡単に振り返っておくと、まずフォックスらは、CSR政策の内容を政府の役割と政策課題という2つの側面から分類することを提唱する⁴⁹⁾。このうち政府の役割を、①指示・命令 (mandating)、②促進・助長 (facilitating)、③提携 (partnering)、④承認・支持 (endorsing) という4つに分類し、他方、CSR政策の課題を、①最低基準の設定・順守 (setting and ensuring compliance with minimum standard)、②企業による公共政策の実行 (public policy role of business)、③コーポレート・ガバナンス (corporate governance)、④責任ある投資 (responsible investment)、⑤慈善事業・地域貢献 (philanthropy and community development)、⑥ステークホルダーの関与と代表 (stakeholder engagement and representation)、⑦CSRに適した生産と消費 (pro-CSR production and consumption)、⑧CSRに適した認証・自主的基準・経営システム (pro-certification, “beyond compliance” standards, and management systems)、⑨CSRに適した報告制度と透明性確保 (pro-CSR reporting and transparency)、⑩多元的な手続・方針・

⁴⁸⁾ 金子・前掲注1) 315頁以下参照。

⁴⁹⁾ T.Fox, H.Ward and B.Howard, *Public Sector Role in Strengthening Corporate Social Responsibility : a Baseline Study*, the World Bank, 2002.

協議 (multilateral processes, guidelines, and conventions) という10種類に分類する。この2つの分類基準を組み合わせ、CSR政策を計40種類の項目からなるマトリクスで分類することを試みようというのがフォックスらの分類方法である。

これに対しホーネンは、CSR政策をマトリクスではなく、政策内容という単一軸で分類する⁵⁰⁾。ホーネンが抽出する政策内容は12種類あり、①実現可能性を高めるための環境整備 (creating an enabling environment)、②注意喚起 (raising awareness)、③促進 (promotion)、④能力開発 (capacity Building)、⑤会合の開催 (convening)、⑥関係調整 (mediation)、⑦調査研究 (research)、⑧資金援助 (funding)、⑨提携 (partnerships)、⑩手法の開発 (instruments development)、⑪法令との整合性確保 (legislative consistency)、⑫政府活動へのCSRの適用 (adoption) によって構成される。

他方、ロサーノらは、独自の関係論的分析モデルを提示し、CSR政策を政府、企業、市民社会との関係性の中に位置づける⁵¹⁾。すなわち、①政府におけるCSR政策、②政府と企業との関係性におけるCSR政策、③政府と市民社会の関係性におけるCSR政策、④政府と企業と市民社会の関係性におけるCSR政策、という4つの関係性におけるCSR政策を類別し、それぞれの関係性の中で必要となる政策課題を抽出して、CSR政策を分析するのである。

このような類型化は、CSR政策の全体像を体系的に把握すべく、それぞれに工夫を凝らしたものであるが、類型化の指標や基準があいまいであり、CSR政策の分類枠組みとして、どこまで有用なものであるかについては疑問も呈されている。例えば、フォックスらが掲げる政府の役割のうち、「促進・助長」と「承認・支持」はその内容が重複しうるものであり、区別の明確性に欠けるといえる。また、ホーネンのようにCSR政策を単一軸で分類しようとするれば、「注意喚起」といった政策課題（あるいは政策目標）と、「会合の開催」といった政策手法が分類基準として混在することになり、例えば「会合の開催による注意喚起」という政策は、「注意喚起」と「会合の開催」の双方に該当することになってしまい、分類枠組みとして厳密とはいえない。同様に、ロサーノらの分類枠組みも、分類の基準があいまいであるため、分類というよりは網羅的な羅列という感を禁じえない。このような点を鑑みれば、CSR政策の分類に際しては、政策の多様性を十分に反映するとともに、区分けが明確になるような分類枠組みを設定すること、及び政策課題と政策手法を

⁵⁰⁾ Paul Hohnen, *Governmental 'Soft Power' Options*, 2007. (http://www.hohnen.net/articles/2007_july_6_hohnen_soft_power_discussion_paper.pdf)

⁵¹⁾ Laura Albareda, J. M. Lozano and T. Ysa, Public Policies on Corporate Social Responsibility : the Role of Governments in Europe, *Journal of Business Ethics*, vol.74, 2007.

混用しないことが求められる。

このような問題意識に基づいて、政策科学の視点から、CSR政策の分類枠組みを提示するのがシュトイラーである。シュトイラーは、これまでのCSR政策の分類枠組みは羅列的・非体系的であったと批判し、CSR政策を5つの政策手法と4つの政策課題によって分類することを提唱する⁵²⁾。シュトイラーが挙げる政策手法とは、①法的手法、②経済的手法、③広報的手法、④連携的手法、⑤ハイブリッド手法という5つである。法的手法とは、法令等によって企業が行うべき行為を定めることを意味し、シュトイラーはこれを「ムチ」(sticks)と呼ぶ。経済的手法とは、税制上の優遇措置や助成金等によって企業行動に影響を与えることであり、「エサ」(carrots)と称される。広報的手法とは、キャンペーンやウェブサイトなどを通じて情報提供を行うことを指し、「説教」(sermons)に例えられる。連携的手法は、ステークホルダー・フォーラムや官民連携など、共通の目標を実現するための共同作業やネットワークングを行うことであり、「結合」(ties)と呼ばれる。最後のハイブリッド手法とは、CSR綱領やCSR戦略のように、いくつかの手法を組み合わせた取り組みを意味し、「接着剤」(adhesives)と名づけられている。

他方、シュトイラーが掲げる政策課題とは、①注意喚起と理解度向上 (raise awareness and build capacities)、②情報開示と透明性向上 (improve disclosure and transparency)、③SRIの促進 (facilitate SRI)、④率先垂範の実行 (leading by example) という4種類である。注意喚起と理解度向上とは、企業とステークホルダーに対して、CSRに関する注意を喚起し、理解を深めることを意味し、情報開示と透明性向上とは、企業のCSR報告書の質を向上させ、ステークホルダーに信頼性の高い情報を提供することを指す。SRIの促進は、文字通りSRIを促進することによって、株主の利益とステークホルダーの利害・関心を融合させ、株主資本主義にCSRを組み込むことであり、率先垂範の実行とは、公共調達、年金基金等の投資運用、政府機関の報告書の作成などにおいて、政府自らSRを実行することをいう。

以上の5つの政策手法と4つの政策課題を縦横に組み合われることによって、シュトイラーはCSRを20項目のマトリクスの中に分類する⁵³⁾。(図表4参照)(ただし、経済的手法を用いた率先垂範は実行不可能なので、厳密には19項目のマトリクスとなる。)

⁵²⁾ Reinhard Steurer, the Role of Governments in Corporate Social Responsibility : Characterizing Public Policies on CSR in Europe, Policy Science, vol.43, iss.1, 2010, pp.56-65.

⁵³⁾ *Id.*, pp.60-61.

マトリクスによってCSR政策を類型化するというシュトイラーの分類枠組みは、前述のフォックスらの枠組みに近いが、フォックスらが政策課題を10種類に分けたのに対し、シュトイラーの分類では4種類に絞られており、簡素かつ明瞭な区分けとなっている。また、分類の指標に重複もなく、かつ政策課題と政策手法が明確に分けられているため、多様なCSR政策をマトリクスのいずれかの項目にすんなりと分類できるようになっている。以上の点から、CSR政策の分類枠組みとしては、このシュトイラーのマトリクスが、非常に有用なものといえるであろう。

表4 シュトイラーによるCSR政策の類型化

	注意喚起 理解向上	情報開示 透明性向上	SRIの促進	率先垂範の実行
法的手法	<ul style="list-style-type: none"> CSRへの関与を明らかにする法令 	<ul style="list-style-type: none"> CSR報告書に関する法令 年金基金の情報開示に関する法令 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の投資の法的禁止 年金基金におけるSRIの法定 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な公的調達（SPP）や環境に配慮した公的調達（GPP）を実現する法令 財政投資におけるSRIに関する法令
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> CSRに関連した補助金や輸出保証 企業の慈善事業に対する優遇税制や社会奉仕活動への助成金 	<ul style="list-style-type: none"> CSR報告書の顕彰 	<ul style="list-style-type: none"> 預託者や投資家への優遇税制 SRIへの補助金 	
広報的手法	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動や教育啓発活動 パンフレットやウェブサイトなどによる情報提供 キャンペーン実施のガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> CSR報告書のガイドライン CSR報告書に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> SRIに関する情報提供 SRIガイドラインやSRI基準 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関へのSRIやSPPに関する情報提供 政府機関のSDに関する報告書の刊行
連携的手法	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークや連携の形成 自発的同意・交渉に基づく合意 	<ul style="list-style-type: none"> CSRに関するコンタクトポイントの設立 GRIなどに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> SRIに関するネットワークと連携の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 公的調達のネットワーク形成

おわりに

本稿では、いくつかの国を取り上げて、ヨーロッパにおけるCSR政策を概観してきた

が、翻って日本の現状を見てみると、体系的なCSR政策はいまだ存在せず、政府内にCSRの担当部局も存在しない。しかし、日本政府がCSRに無関心であったわけではなく、2004年には経済産業省の下に「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」（座長：伊藤邦雄・一橋大学教授）が設けられ、CSRについて議論されたことがあった。この懇談会は、同年に中間報告書を公表し、その中で「…CSRへの取組は内外で盛んに行われているが、我が国においてみると、CSRへの理解、取組については、企業によって、まだ濃淡があり、今後、更なる推進が課題と考えられる」と述べ、CSRの拡大が必要であることを説きつつも、「CSRは『企業の自主的な取組』を基本とすべきであり、その取組は企業毎の自主性、多様性、独創性を確保することにより促進されるべきである」とし、その結果、報告書の大部分は、企業自身によるCSR実践の方法論に関する記述で占められていた。その一方で、政府の取り組みについては、わずかに「CSRの普及啓発、環境・インフラの整備」と「社会的課題の明確化」を挙げるにとどまり、それととも、経済団体やNGOとの協働で行うことが強調され、政府独自の政策課題とは位置づけられなかった。さらに、CSR政策の主体についても、「省庁間における連携を密にし、積極的に情報交換を行い、関係省庁の取組の整合性・協調を図りながら、企業の取組を支援していくことが重要である」と述べるにとどまり、CSR政策の担当部局や調整部局を設けるべきとの提言はなされなかった。なお、同懇談会は、この中間報告書を公表後、1度も開かれておらず、開店休業の状態となっている。

CSRに関する日本政府内のもうひとつの動きは、内閣府における社会的責任に関する議論である。これは、2007年に当時の安倍内閣が閣議決定した「長期戦略指針『イノベーション25』」⁵⁴⁾の中に、「国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される『社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）』を開催する」との構想が盛り込まれたことに端を発する。この構想を実現すべく、企業、経済団体、消費者団体、労働組合、NGO、研究機関などの各ステークホルダーが参加する準備委員会が設けられ、そこでの議論に基づいて、2009年に「社会的責任に関する円卓会議」が発足した。この円

⁵⁴⁾ 「イノベーション25」は、2025年までを視野に入れ、「豊かで希望に溢れる日本の未来をどのように実現していくか」という観点からつくられたものであり、黒川清・政策研究大学院大学教授を座長とする「イノベーション25戦略会議」での議論をもとに策定された。

卓会議は、企業や消費者団体などの様々なステークホルダーの代表が、設立趣意書に合意した上で参加し、共同で運営に当たるというマルチステークホルダー・ダイアログの方式をとっており、日本ではほとんど例を見ない組織である。

円卓会議は、2011年に「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を公表し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、事業者（団体）、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO/NGO、及び政府が果たすべき社会的責任を明らかにした。そのうち、政府のCSR政策に関係する事項としては、障害者雇用対策の推進、違法な児童労働の撤廃に向けた関係法令の遵守徹底と政策の推進、BOPビジネスの普及・啓発及び関係者の連携支援⁵⁵⁾などが盛り込まれている。これらはいずれも重要なCSR政策ではあるが、しかし、この協働戦略は、個々の主体それぞれの社会的責任を個別的に明らかにするという性格が強いため、政府が企業などの他の主体の社会的責任をどのように促進していくかという観点からの記述は少ない。したがって、CSR政策についても、上に挙げたような内容にとどまっており、ヨーロッパ各国のCSR戦略のように、CSR政策の体系的な行動計画を示したものとはいえない。

ヨーロッパにおける先例を参考にしつつ、日本の現状を考えると、総合的なCSR政策の推進のためには、まず政府部内にCSR政策の立案と調整を担う担当部局を設置し、その上で、各省庁や種々のステークホルダーと連携しつつ、体系的にCSR政策を進めていく必要があるであろう。そのためには、CSRの担当部局を中心として、CSR政策の基本方針と行動計画を示したCSR戦略を策定し、計画的な施策展開を行うことが重要である。その際、CSR戦略はとかく総花的になりやすいため、シュトイラーの分類枠組みのように、政策課題と政策手法を明確に分別し、「何を」「どのように」行うのかを明示的に示さなければならない。

企業の自主性を尊重するというCSRの性格を考えれば、CSR政策には注意喚起、支援、誘導、顕彰、模範提示といったソフト・パワーを利用することが望ましいが、他方、いまだ日本では、CSRを単なる「お題目」と捉える傾向が強いため、そこに一定の「規範力」を付与することもCSRの確実な定着のためには有用であろう。その点で参考になるのが、

⁵⁵⁾ BOPビジネスとは、主として途上国の貧困層（BOP (Base of the Economic Pyramid) 層）を対象として、現地における様々な社会的課題（水、生活必需品・サービスの提供、貧困削減等）の解決を目指して行われる新たなビジネスモデルのことである。なお、経済産業省は、この協働戦略に先だって、すでにBOPビジネスの支援に取り組んでおり、2010年には、BOPビジネスを支援するシステムとして、「BOPビジネス支援センター」を設立している。

先に紹介したイギリスやデンマークなどにおける、CSR情報の公開の義務化である。一定規模の企業に、CSR情報の公開を義務づければ、企業経営においてCSRに配慮すべきとの意識が高まり、それはサプライチェーンを通じて、取引先の中小企業へも伝播していくであろう。それによってCSRの「規範力」は格段に強まるはずである。

この点、民主党が政権交代前の2009年に示した「民主政策集INDEX2009」には、「公開会社法の制定」という項目が盛り込まれ、「株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域など様々なステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します」と謳われていた。しかし、現在までのところ、この構想は実現には至っておらず、コーポレート・ガバナンスの強化のために、会社法の改正が見込まれているのみである。

イギリスやデンマークのCSR戦略が示すように、今後、CSR実践の質によって企業価値が左右され、ひいては国家の信用度も左右されるようになれば、CSRに対する評価基準や評価システムも強化され、国際的なCSR競争の波が高まっていくであろう。その競争の推移は、企業の自主性のみならず、政府が政策的に関与していくべき問題である。

また、「マネー資本主義」の弊害と限界が露呈している今日、CSRは「人間の顔をしたグローバリズム」、「人間の顔をした市場主義経済」の実現に不可欠の要素でもある。UNGC発足の契機となった1999年のダボス会議における演説で、アナン国連事務総長（当時）は、出席したビジネス・リーダーたちに次のように呼びかけた。

「われわれは選択を迫られている。短期的な利益の計算によってのみ導かれるグローバルな市場か、それとも、人間の顔をしたグローバルな市場か。敗者の命運を無視する利己的で規制のない世界か、それとも、強くて成功した者がその責任を受け入れて、グローバルな展望の下でリーダーシップを発揮するような世界か。あなた方、財界の指導者には正しい選択をしてほしい。」⁵⁶⁾

この呼びかけの実現は、「財界の指導者」の善意と自主性のみ委ねられているわけではなく、政府は様々な政策手法を動員して、それを積極的に促進していく必要がある。こうした視点からCSR政策の意義と必要性を考えると、CSR競争の先頭を走っているヨー

⁵⁶⁾ 梅田徹「国連グローバル・コンパクトの発展と現状」江橋崇（編著）『グローバル・コンパクトの新展開』（法政大学出版局、2008年）25頁。

ロッパ各国の知見と経験から学ぶべきことは多い。ヨーロッパにおけるCSR政策をひとつの範型として、日本の「制度」、あるいは東アジアの「制度」に適合したCSR政策を構築していくことが、日本政府に課せられた社会的責任の一つといえるであろう。

【付記】

本稿は、2009年度～2011年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「国連グローバル・コンパクトの課題－東アジアにおける実践的意義を中心に」（課題番号：21330007、研究代表者：江橋崇）の研究成果の一部である。

研 究 紀 要

第56・57合併号

平成24年 2月25日 印刷

平成24年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811